

災害ボランティアへの支援に関する意見書

近年、我が国では大規模な地震や津波、火山噴火、台風や集中豪雨など、過去の事例を超えるような災害が多発しており、多くの住民が思いもよらず罹災し、厳しい環境の中で生活の再建に取り組んでいる。

大規模災害からの復旧・復興の過程では、ボランティアによる活動が大きな役割を果たしているが、ボランティア活動を行うに当たっては、交通費や宿泊費などの費用負担の問題のほか、活動するための休暇取得が困難等の課題が指摘されている。

また、東日本大震災の際には、被災者支援活動を行う公益法人、認定NPO法人等への寄附金について、寄附金控除の特例が認められる指定寄附金となったものの、あくまで特例であり、今後、大規模災害が発生した際に、指定寄附金を速やかに適用するためには、あらかじめ制度化しておくことが必要である。

被災地の一刻も早い復旧・復興のためには、被災者の生活再建や被災地を支援するボランティアの活動を社会全体が支えていくことが必要不可欠である。

よって、名古屋市会は、国会及び政府に対し、次の事項を実現するよう強く要望する。

- 1 被災地支援を行うボランティアの負担軽減を図るとともに、誰もがボランティア活動に参加しやすい環境の整備に努めること。
- 2 大規模災害発生時において復旧・復興支援活動を行う公益法人、認定NPO法人等への指定寄附金が速やかに適用できるよう制度化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年3月17日

名古屋市会

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
厚生労働大臣
内閣府特命担当大臣
(防災)

} 宛(各通)